

○東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例

平成5年9月30日東大阪市条例第35号

改正

平成6年9月30日条例第41号
平成9年10月15日条例第37号
平成10年12月22日条例第45号
平成12年3月31日条例第18号
平成13年3月31日条例第15号
平成15年3月31日条例第25号
平成16年7月1日条例第26号
平成17年1月21日条例第12号
平成18年9月29日条例第41号
平成18年9月29日条例第42号
平成19年12月28日条例第51号
平成23年3月28日条例第6号
平成26年3月31日条例第12号
平成26年6月30日条例第33号
平成29年10月31日条例第27号

東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 医療費 市長が規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給が行われた場合（精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）への入院に係る場合を除く。）における療養に要する医療費をいう。
- (4) 自己負担費用 医療保険各法により医療を受けた者又は被保険者、世帯主、組合員若しくは加入者（被保険者、世帯主、組合員又は加入者であった者を含む。）が支払うべき額をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住地を有する子どもであって、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている

者

3 第1項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費（入院時食事療養費を除く。）の助成を受けることができない。

(1) 東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年東大阪市条例第37号）第6条の規定による医療証の交付を受けている者

(2) 東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年東大阪市条例第14号）により医療費の助成を受けられることができる者

（助成の範囲）

第4条 本市は、対象者の疾病又は負傷に係る医療費について、自己負担費用から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 医療保険各法（規則で定める法律を除く。以下この号において同じ。）の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から医療保険各法の規定により対象者又は保護者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われるとき。

(3) その他市長が助成の全部又は一部を不相当と認めるとき。

（助成の方法）

第5条 医療費の助成は、本市が、大阪府内に所在する健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に助成額に相当する金額を支払うことにより行う。

（助成の申請）

第6条 この条例により医療費の助成を受けようとする子ども（第3条第3項各号のいずれかに該当する者を除く。）の保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に医療証の交付を申請しなければならない。

（医療証の交付）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その資格を審査し、申請に係る子どもが対象者であると認めるときは、医療証を交付する。

（医療証の提示）

第8条 前条の規定により交付された医療証に係る対象者が保険医療機関等における療養に要する費用について、医療費の助成を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。

（特別の理由がある場合等の助成）

第9条 第5条の規定にかかわらず、対象者が第3条第3項各号のいずれかに該当する者である場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、本市が対象者の保護者に助成額に相当する金額を支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

2 前項の規定により医療費の助成を受けようとする子どもの保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査のうえ、速やかに支給の可否を決定し、その結果を申請した者に通知しなければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、第4条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(届出の義務)

第11条 医療証の交付を受けている対象者の保護者は、居住地、氏名その他の市長が定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第12条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、これを第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 医療費の助成を受けて取得した医薬品等は、助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者から、当該助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第14条 市長は、医療費の助成にあたり必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、対象者の保護者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に保護者その他の関係者に質問させることができる。

(助成の制限)

第15条 市長は、対象者の保護者が正当な理由なく、前条の規定による命令に従わず、又は当該職員の質問に応じなかったときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年10月1日から施行し、同日以降の医療に係る医療費から適用する。

附 則 (平成6年9月30日条例第41号)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前の病院又は診療所への収容に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年10月15日条例第37号)

1 この条例は、平成10年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成10年1月1日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費から適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 新条例第8条に規定する医療証の申請及び交付については、施行日前においても行うこと

ができる。

附 則（平成10年12月22日条例第45号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日条例第15号）

この条例は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定及び第4条の改正規定（「3歳」を「4歳」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第25号）

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年7月1日条例第26号）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年1月21日条例第12号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費から適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例第7条に規定する医療証の申請及び交付については、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成18年9月29日条例第41号抄）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第42号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日条例第51号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後の医療に係る医療費から適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例第7条に規定する医療証の申請及び交付については、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成23年3月28日条例第6号）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年7月1日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費から適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新条例第7条に規定する医療証の申請及び交付については、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成26年 3 月31日 条例第12号）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、平成27年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費から適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 6 月30日 条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月31日 条例第27号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第 2 条第 3 項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第 2 条中東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第 2 条第 3 項第 1 号の改正規定は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

（東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置等）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の障害者医療条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 改正後の障害者医療条例第 2 条の 2 の規定は、この条例の施行の際現に住所地特例対象施設に入所をしている者及び施行日以後当該住所地特例対象施設に入所をする者について適用する。

- 3 改正前の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第 2 条に規定する対象者（施行日の前日において同条例第 6 条の規定により医療証の交付を受けている者（施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に住所を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。）に限る。）であって、施行日以後改正後の障害者医療条例第 3 条第 1 項に規定する精神病床に入院をしているものに係る当該入院に係る医療費の助成については、第 1 項の規定にかかわらず、平成33年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。

- 4 改正後の障害者医療条例第 2 条第 1 項及び第 2 条の 2 第 1 項に該当する対象者に係る改正後の障害者医療条例第 5 条の規定による助成の申請、改正後の障害者医療条例第 6 条の規定による医療証の交付その他の必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

（東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 4 条 第 3 条の規定による改正後の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例（以下「改正後の子ども医療条例」という。）の規定は、施行日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

- 2 改正前の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例第 3 条に規定する対象者（施行日の前日において東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例第 7 条の規定により医療証の交付を受けている者（施行日以後大阪府内の他の市町村から本市に居住地を変更した者であって、当該医療証の交付を受けている者に相当する者として市長が認めるものを含む。）に限る。）であって、施行日以後改正後の子ども医療条例第 2 条第 3 号に規定する精神病床に入

院をしている者に係る当該入院に係る医療費の助成については、前項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、なお従前の例による。

(その他の経過措置の規則への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

○東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成5年9月30日東大阪市規則第56号

改正

平成7年7月17日規則第36号
平成9年3月31日規則第22号
平成9年10月31日規則第59号
平成12年3月31日規則第16号
平成13年4月13日規則第30号
平成15年11月12日規則第87号
平成16年10月29日規則第54号
平成17年3月31日規則第18号
平成18年6月26日規則第56号
平成18年9月29日規則第68号
平成22年1月18日規則第1号
平成22年10月25日規則第59号
平成23年4月25日規則第25号
平成26年7月25日規則第44号
平成29年10月30日規則第47号
平成30年3月30日規則第24号

東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年東大阪市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療保険各法)

第2条 条例第2条第3号の市長が規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）とは、次に掲げる法律とする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(一部自己負担額)

第3条 条例第4条第1項の規則で定める一部自己負担額（食事療養又は治療用装具の支給に係るものを除く。）は、保険医療機関等（条例第5条に規定する保険医療機関等をいう。以下同じ。）ごとに、1日につき500円とする。

- 2 前項の一部自己負担額は、条例第2条第4号の自己負担費用の額を限度とする。
- 3 第1項の一部自己負担額は、同一の月における同一の保険医療機関等について2日を限度とし、同一の月において2,500円を限度とする。
- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等における第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別個の保険医療機関等にお

ける診療とみなす。

- 5 同一の月に同一の保険医療機関等において入院及び入院以外の療養を受けた場合の第1項の規定の適用については、入院及び入院以外の療養につき、それぞれ別個の保険医療機関等において受けたものとみなす。

(条例第4条第2項第2号の規則で定める法律)

第3条の2 条例第4条第2項第2号の規則で定める法律は、国民健康保険法とする。

(医療証の交付申請)

第4条 条例第6条の規定による申請は、子ども医療証交付申請書・受給資格変更(喪失)届出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) その他市長が必要と認める書類

(医療証)

第5条 条例第7条の医療証(以下「医療証」という。)は、子ども医療証(様式)とする。

- 2 医療証の有効期限は、対象者(条例第3条に規定する対象者をいう。以下同じ。)が6歳に達する日以後の最初の3月31日、12歳に達する日以後の最初の3月31日及び15歳に達する日以後の最初の3月31日とする。

- 3 医療証の交付を受けている対象者の保護者(条例第2条第2号に規定する保護者をいう。以下同じ。)は、医療証の有効期限が経過したとき、又は対象者がその資格を喪失したとき、若しくは条例第3条第3項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該医療証を直ちに市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第6条 条例第9条第1項の特別の理由は、医療保険各法の規定により対象者に係る療養費、家族療養費又は特別療養費(精神病床(条例第2条第3号に規定する精神病床をいう。)への入院に係る給付を除く。)の支給が現に行われた場合その他対象者の保護者に直接助成額(条例第4条第1項に規定する助成額をいう。)を支払う特別の必要がある場合とする。

- 2 条例第9条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、子ども医療費助成支給申請書に療養費等の支給額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(所得の確認)

第7条 市長は、医療費の助成を行うことを決定したとき及び毎年1回、医療証の交付を受けている対象者の保護者の所得について、その者の同意を得て公簿等により確認するものとする。

(医療証の再交付)

第8条 医療証の交付を受けている対象者の保護者は、医療証を破り、汚し、又は紛失したときは、子ども医療証再交付申請書により市長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に当該医療証を添えなければならない。

- 3 医療証の再交付を受けた対象者の保護者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(届出事項等)

第9条 条例第11条の市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 対象者及び保護者の居住地若しくは住所又は氏名
 - (2) 対象者が加入している医療保険、その保険者等の名称若しくは事務所の所在地又はその医療保険証の記載事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、対象者としての資格に関する事項
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第11条の規定による届出は、子ども医療証交付申請書・受給資格変更（喪失）届出書に医療証を添えて行わなければならない。

（第三者行為による被害の届出）

第10条 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする対象者の保護者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を速やかに市長に届け出なければならない。

（添付書類の省略）

第11条 市長は、この規則の規定により申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 平成7年6月1日から平成7年9月30日までの間に限り、第3条で定める所得の額は、児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第223号）による改正前の政令（以下「改正前の政令」という。）第11条により読み替えられる改正前の政令第1条に定める額とする。

附 則（平成7年7月17日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第22号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年10月31日規則第59号）

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成9年11月4日から施行する。
- 2 東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成9年東大阪市条例第37号）附則第3項の規定により行う医療証の申請及び交付は、改正後の東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第7条及び第8条の例による。

附 則（平成12年3月31日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月13日規則第30号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。ただし、第7条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年11月12日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月29日規則第54号）

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 改正後の東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行

の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日規則第18号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月26日規則第56号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第68号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年1月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月25日規則第59号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年4月25日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費から適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成23年東大阪市条例第6号）附則第3項の規定による医療証の申請及び交付は、新規則第7条及び第8条の例による。

4 改正前の東大阪市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成26年7月25日規則第44号）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により提出された申請書とみなす。

附 則（平成29年10月30日規則第47号）

1 この規則は、平成29年11月6日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東大阪市老人医療費の助成に関する条例施行規則様式第2、第2条の規定による改正後の東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2、第3条の規定による改正後の東大阪市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則様式第2及び第4条の規定による改正後の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則様式第2の規定は、この規則の施行の日以後に交付する医療証から適用し、この規則の施行の際現に交付されている医療証については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日規則第24号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(東大阪市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の東大阪市重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の障害者医療規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2・3 (略)

(東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後のこども医療規則」という。)の規定は、施行日以後に受けた療養に係る医療費について適用し、施行日前に受けた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

2 この規則の施行の際現に交付されている第3条の規定による改正前の東大阪市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則様式第2による医療証は、改正後のこども医療規則様式による医療証とみなす。

(その他の経過措置)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。